

第2回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議 事 要 旨

1. 日 時 2017年（平成29年）7月28日（金）15時～17時30分

2. 会 場 藤沢市保健所 3階 大会議室

3. 出席者

（1）委員=20名

石渡 和実, 北島 令司, 田場川善雄, 市川 勤, 片山 芳子
三觜由見子, 松本 喜夫, 南部 久子, 椎野 幸一, 倉持 康雄
川辺 克郎, 川原田 武, 石井 康子, 松永 文和, 西山 千秋
堀口 陽子, 山下 孝夫, 種田多化子, 越川 玲子, 戸高 洋充
（欠席）

木村 依子,

（2）事務局=16名

福祉健康部長：片山部長

福祉健康総務課：蓑原参事, 日原主幹,

介護保険課：寺田参事,

障がい福祉課：安孫子参事, 佐藤,

市民自治推進課：宮原参事

地域包括ケアシステム推進室：平井室長 三ツ井主幹, 斉藤補佐, 神崎, 一瀬, 糊澤
小野

生活援護課：矢田所長

子育て企画課：吉原補佐

（3）傍聴者=0人

4. 議 題

(1) 藤沢市地域福祉計画2020中間見直しの骨子案について

5. 配布資料

資料1	藤沢市地域福祉計画2020〈骨子案〉
資料2	藤沢市地域福祉計画2020〈骨子案A〉
資料3	骨子案比較表
参考1	第9回地域力強化検討会資料2「最終とりまとめ(案)」
参考2	「認知症になっても安心して暮らせるまち ふじさわ」

6. 開会

(1) あいさつ

事務局：おはようございます。本日は木村委員が欠席で、松永委員も遅れてくるということです。片山委員については報告がありませんが、遅れてくると思います。また、越川委員が途中で退出する予定となっております。これより第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。はじめに片山部長よりご挨拶をお願いします。

片山部長：皆さんこんにちは、お暑い中ご出席頂きましてありがとうございます。この地域福祉計画は今年度が中間見直しということで作業も本格的に入って参りました。後程ご議論頂く場面がありますが、国におきましても大きな動きがございます。地域共生社会に向けた様々な改革を進めていく中で社会福祉法の改正で地域福祉計画のあり方、位置づけがさらに明確化されることとなります。

先日、厚労省の地域力強化の検討会に参加させて頂きましたが、今日は最新の資料もつけております。後程詳しく説明させていただきます。施行は来年の4月になりますが、藤沢市としてはできれば先行して取り組んでいきたいと思っております。本日はよろしくお願い致します。

(2) 資料の確認

事務局：続きまして、資料の確認をさせていただきます。次第、資料1「(仮称)藤沢市地域福祉計画2020骨子案」が事前に送付したものでございます。次が当日配布になりますが、資料2「(仮称)藤沢市地域福祉計画2020骨子案A」、資料3「骨子案比較表」、ホチキス止めの参考資料1「最終とりまとめ(案)」、オレンジ色の参考資料2「認知症になっても安心して暮らせるまちふじさわ」のチラシです。次に水色で「藤沢市地域の縁側」、ピンク色の「高齢者の通いの場」という資料となります。以上が資料となります。よろしければ議題に入らせて頂きます。ここから

の進行につきましては石渡委員長にお願いしたいと思っております。

6. 議事概要

(1) 藤沢市地域福祉計画2020中間見直しの骨子案について

石渡委員長：おはようございます。お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。さらに熱い議論をしていけたらと思います。会議の記録をとるということで録音させていただきます。発言される場合はマイクを通して頂ければと思います。それでは議事に従って順次進めていきたいと思っております。藤沢市地域福祉計画2020中間見直しの骨子案についてですが、議題に入る前に国の動向についての説明を片山福祉健康部長よりお願い致します。

片山部長：この計画にも大きな影響があると思っておりますので、最新の国の動向について説明させていただきます。お手元に参考資料2として第9回地域力検討会がございますでしょうか。それからA4で地域共生社会と地域包括ケアの関係性という資料がございますでしょうか。

それでは資料の説明を致します。地域共生社会と地域包括ケアの関係性ですが、今回、社会福祉法の大きな改正がありました。目的としては地域共生社会の実現を目指すという大きな目的がございます。一番の基盤になるスタートです。国会で社会福祉法が改正されたのですが、その中で目指す地域共生社会というのはこれまでの地域包括ケアとどのような関係性があるのかきちんと整理しないと分かりにくいということで、国会の衆議院厚生労働委員会のなかでも「関係性が不明瞭ではないか」という質問に対して、塩崎厚生労働大臣が答弁をしております。そのポイントをまとめたものになります。高齢者の地域包括ケアをもうやらないのかという主旨の質問だったので、地域包括ケアは高齢期のケアを念頭に置いたものということで引き続き推進していく。しかし、地域包括ケアだけでは適切な解決策を講じることが出来てないのは周知のとおりということで、地域共生社会というのは高齢期のケアを地域で包括的に提供する地域包括ケアの考えを障がい者や子どもの支援等複合的に広げたものであります。地域共生社会とは地域包括ケアを包含する大きな概念ということで国の方で明確に示しております。

その裏面により分かりやすく説明したものになります。大きく4点まとめております。法の条文が長くて分かりづらかったので、私の方で出来るだけ簡潔にポイントをまとめさせていただきました。

①は一番重要で、地域福祉の推進条文が具体的になってきており、2～4行目にかけて地域生活課題というものがある意味法律用語的に定義されております。さらに定義の内容としては、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会との孤立を含めて地域生活課題ということで幅広く捉えていくこととなります。地域福祉を推進するにあたっては地域と関係機関との連携をして解決を図るということで、これが、国が目指す地域共生社会「我が事 丸ごと」

の理念的規定になっていると説明しております。

②については各分野における相談拠点で相談事業を行う方が自分の分野を超えて、生活課題を受け止めて、必要に応じて関係機関と調整をするというものです。分野を超えた受け止めということです。

③は非常に重要なものですが、市町村の責務になります。地域活動団体の活動基盤と環境の整備，地域住民による相談体制と支援関係機関との連携，多機関における適切な連携と支援整備。これらの事業を実施することで，地域生活課題の解決に対する支援が包括的に提供されるように努めるというものです。地域活動団体の活動基盤と環境の整備につきましては，今日，お配りしている水色のリーフレット「地域の縁側」はまさにそこに該当します。取組を進めていらっしゃる地域の皆様，関係機関の皆様がいらっしゃいますが，このへんの支援を行います。地域の住民による相談体制において，地域の縁側はまさにその入り口となります。専門的な相談が必要であればしっかり繋げていきます。支援関係機関との連携という意味では市社協とCSW，民生委員，地域包括支援センター，事業所，子育て支援関係と地域の縁側がつながっていくイメージです。これはまさに藤沢市が取り組むイメージをかなり具現化しております。市町村による包括的な支援体制の整備ということで，我々行政がしっかりとマネジメントをしなければいけないということで努力義務を明確化するというところで2歩進んだと感じております。

もう一つ重要なのが④です。これが市町村の責務として，各福祉分野が共通して取り組むべき事項，①から③の事業を実施する場合にはそれらを一体的に定めて地域福祉計画を策定するように努めるという努力義務を明確にしたものであります。

こちらについての指針を厚生労働省で示すということで，更に地域福祉計画のガイドラインの見直しも進めているところです。地域力強化検討会に参加させて頂いておりましたが，いろんな議論がされており，この秋には指針を出し，パブリックコメントを開始する予定となっております。実は8月21日の第10回の検討会において最終取りまとめをする予定となっております。

一昨日，7月26日に案を議論しておりました。実はこれは全くの未定稿で外部にはまだ出ていない資料です。これを基に相当な議論を行ってありまして，大分修正・追加・削除によって変わる可能性がかなり高いということで取り扱いにはご注意頂きたいと思っております。あくまで参考程度に読んで頂ければと思っております。内容についてはボリュームがあり過ぎるのでご自宅で読んで頂きたいと思っております。先ほどの法改正と照らし合わせて頂くと良かったのですが，各論は改正された部分の具体的な取組についてまとめられております。

3ページをご覧頂くと，左側に地域共生社会が目指すべきものが書かれております。右側には地域づくりの方向性ということで「我が事 丸ごと」の地域づくりを進めるための方向性として，①自分や家族が暮らしたい地域を考える，②地域で困っている課題を解決したい，③一人の課題から地域住民と関係機関，専門

職が一緒になって解決するプロセスを繰り返すというものです。こういった3つの方向性が基になります。

次の4ページでは点から面への取組みとなります。特にそういった地域の実現には他人に対して働きかけを行う機能ということで、人なのか機能なのかということがあります。②として住民から身近な圏域で丸ごと受け止める。それが地域の縁側なのか、そこには専門職がいるのかいないのかということもあります。それから市町村域において相談体制が必要ということです。こういったことが地域の中でとありましたが、藤沢市では本当に地域の皆様が活発に地域活動を進めて頂いて頭が下がる思いです。次々に地域の縁側を広げていくこともありますし、そういった取組を点としてではなく面としてあらゆる機関が連携して繋がっていくということです。湘南大庭地区ではC S Wの力を借りながら地域が繋がっております。それが専門機関であったり、いろんな分野の機関が繋がりを持っております。全国的にもモデル事業になっていくと思います。国としてはそういった取組の全国展開を目指していきたいということです。

6ページになりますが、第106条の3第1項第1号関係ということで、中間とりまとめの要点がありますが、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」「地域で困っている課題を解決したい」「一人の課題から」が左側にありまして、それに対応して右側では①の促進に向けて、②の促進に向けてということで9ページまで書かれております。10ページあたりでは①②③の関係性がまとめられております。

11ページでは第106条の3第1項第2号関係ということで、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」が記載されております。飛ばして頂きまして、16～17ページは2. 地域福祉(支援)計画についてということで取り組むべき事項が項目として挙げられております。このへんも議論がありまして、細かい点で意見交換を行っておりますので、内容も大分変わっております。それは8月21日の最終回までに示されることになっておりますので、次回に又ご提示できればと思います。藤沢市では今年度に組織改正を行い、地域包括ケア推進室の中に地域福祉計画の策定、進行管理、地域計画の体制づくりの支援もひっくるめて組織を作って、その中で対応しているのですが、これまでは地域福祉計画のイメージそのものがぼんやりしていました。高齢者福祉計画、児童計画、障がい者福祉計画はそれぞれ専門分野と担当課があって、地域福祉計画全体を推進していく明確な組織体制がなかなか作りづらかったのです。今までは福祉総務課などで総括的にやっていたのですが、社会福祉法が求めるような計画を本気で作ろうとすると、かなりの全庁的な調整機能、組織の大胆な見直しも必要になってきます。国としてもそういった視野を明確にすることで自治体の取組をしやすくすると考えております。ここには出てきませんが、市社協の地域福祉活動計画との関係の問題も大きくなってきますし、本当は13地区ごとに地域福祉計画に基づいて簡易的な計画を作っていくということも理想だと思っております。

19ページは自治体，国の役割となっております。この辺もまだまだ足りない部分はありますし，都道府県の役割というのも微妙な感じがしております。国の役割としては取組の評価指標や効果測定，人材を育成するための専門職の養成カリキュラムの見直しです。専門職がどうしても必要なのですが，社会福祉士などソーシャルワーカーとして養成されている人たちで「丸ごと」を受け止められる人材がいるのか。逆に言うとそういった方達の職域が充実していない。そういう意味ではCSWみたいに何でも受け止めて，福祉以外の分野にも入っていけるような幅広い専門職が求められているのですが，それが養成される過程が無いのです。本来は社会福祉士にそういう機能が求められるのですが，実際にはそういった現場が無いのです。そのため，国はそこも含めて検討していくことになります。

私も8月以降そのメンバーに入る予定になっておりますが，皆様から現場の意見を頂き，国の方にも届けたいと思います。

もう一つは皆さんが地域で感じられている個人情報の取り扱いです。特に民生委員が持っている情報あるいは地域の自治会が持っている情報，地域包括支援センターの持っている情報の連携が取りづらかったりします。個別支援を行う場合，情報共有が難しいという壁があることも含めてしっかり法整備をしていく必要があるという思いは持っています。今後の動向を見守っていきたいと思います。長くなりましたが，あとは改正後の具体的な条文が載っていますのでご覧いただければと思います。

石渡委員長：ポイントを押さえたご説明ありがとうございました。ここのところについてお聞きしたいという委員の方がいましたらお願いします。

山下委員：いつも個人的に気になっているのが福祉情勢と経済情勢の影響はどうかということ。それは雇用なり就労の状況，年金など生活を維持していく上で経済状況の優劣の中では，他人事を自分の事と感じて自分のまちをどうするのか視点を持つことはよく分かりますが，個々の生活の経済状況と就労状況の中で自分の事にしていくということを目標にしていくことは大きな距離感があります。日々の経済状況と福祉状況をどのように見るのかという視点の中で，国の動きがあるのかどうか。あるとするとどういう視点であるのかをお聞きしたいです。あとは人の部分で，丸ごと受けられるスキルが必要ということですが，一個人の健康状況，精神状況，家庭状況，人間関係の部分も含めてトータルでその人の生活課題を全てマネジメントして，関係機関のネットワークを強化して多元的なものにしていくというスキルを持つ人が広く求められると判断したとき，そういう人たちは専門的な養成機関が無いということですが，それは法人でやっていくのか，個人が経験を積んでスキルアップしていくのか，特化した専門機関が今後求められているのか，どのように読み取っていくのかをお聞きしたいです。

経済状況と福祉状況のリンク，丸ごとできる職員ということでどういったスキルを持った人がどのくらい必要なのかをお聞きしたいです。

石渡委員長：片山部長にお願いしてもいいでしょうか。

片山部長：まさにご指摘の通りだと思いますし、社会情勢や経済情勢については今に始まったことではありませんが、社会福祉の基礎構造改革が始まる前から将来を見据えた地域福祉のあり方というのが問われていて、少子高齢社会、人口減少社会、年金問題も含めて地域の生活課題が多岐に渡って複合化・顕在化・潜在化している状況です。そういう視点に立ってやっておりますので、高齢者の2025年問題もそうですが、先を見据えた共生社会というものを本来は2000年の地域福祉の基礎構造改革の頃から自治体が精力的に検証して先導するべきだったのですが、それがなかなか実現できていない実態があります。基本的な考え方や概念は先ほど申し上げたようことで進めていくことになると思います。

専門職については社会福祉協議会がそれを実践しやすい位置づけになっており、コミュニティソーシャルワーカーを配置しており、養成してから配置するよりは実践を経験しながら積み重ねていくことも必要です。最低限の幅広い知識や経験を自治体で実習するためのカリキュラムの見直しは行われると思います。養成するための箱物を含めて見えておりませんが、障がい分野、高齢分野、児童分野と分かれてしまっておりますが、他分野まで対応できる専門職を一人でも増やしていく。そういった専門人材が不足している中で、より多くの領域をカバーできるような人材を増やしていく。そのためにはOJTで経験していけるような職域がなかなか無いということでどうしたらいいかというのが大きな課題です。

石渡委員長：ありがとうございます。色々とお悩ましいところではありますが、他にございますか。

西山委員：地域包括ケアがどういうものか議論されておりますが、地域包括ケアというのはまちづくりそのものなので、高齢者中心ではないと思います。国では高齢者から始まっていますが、藤沢型地域包括ケアシステムの制度のしくみの考え方は実際どうなのでしょう。

片山部長：その説明が漏れていました。地域共生社会というのは高齢期のケアを地域で包括的に支えるというのですが、障がい者や子ども、生活困窮者など複合的に広げたものが、藤沢市が元々考えていた地域包括ケアと全く一致しているのです。最初の出だしは市議会に説明する時に藤沢らしい共生型の地域包括ケアシステムを作っていきますという言い方だったのです。国が言っているように高齢期のケアを念頭に置いたものではございますが、藤沢市としては高齢者だけでなく障がい者や制度の狭間に埋もれている人たちも含めてカバーしていくというのが出だしですので、そういった意味では地域共生社会の実現に向けた取組というのは藤沢市が目指す地域包括ケアといっても過言でないと思います。

椎野委員：今、ご説明頂いたのは改正の中身だと思いますが、この改正の論点の中身はどのようなのか少しは理解していますが、この法律を全部理解するのは難しい。その中で我々が地域福祉計画2020を作っているわけです。法律によって見直しがされたのだから、その中で我々に何が出来るのか。今までやってきた2020の内容をどのように変えていったらこのしくみが良い方向に行くという考え方でいいのか。こ

れだけを勉強するといっても、法律ということで中身がよく分からない。行政が基本的に骨子案を出して、その中で我々委員が議論をして、より問題解決が出来ればいいという考え方でよろしいでしょうか。

片山部長：法の考え方で市町村の責務が明確になったということで、今までの地域福祉計画2020でもある程度取り入れているつもりです。より明確化されたことで、他の計画との関係性も含めてそのあたりの色合いを強く出していくということになると思います。藤沢市の福祉計画は元々そういった理念を持った計画になっていると思っています。より明確にしていきたいと思っています。

石渡委員長：国の動向も踏まえた。藤沢地域福祉計画の案を事務局が作って頂いているので、その案についての説明をして頂いて、皆様のご意見を頂きたいと思いますが、沢山あるということで第3章までご説明をお願いします。

事務局：私からは地域福祉計画2020骨子案についてご説明いたします。資料1骨子案につきましては、中間見直しにあたりますので、章立てについては大きな変更は行わずに法律の改正や藤沢型地域包括ケアの推進を入れさせて頂いたものになります。本日配布した資料2骨子案Aにつきましては先ほど片山部長からご説明頂きましたが、国の動向や法律、国のうたっている地域共生社会がどういったものか、また、藤沢型地域包括ケアシステムの関連性をより詳しく記載して作成したものでございます。ただ、今回については骨子案になっておりますので、最初に送らせて頂いた骨子案と骨子案Aの文言や図表はあくまでも仮のものということで作らせて頂きました。こちらについては今回の会議の中で全体の章立てや構成、取り上げる内容についてご意見を頂きまして、それを反映させたいと10月の中間報告に進めていきたいと考えております。本日は短い時間の間で全て進めることは困難だと思います。本日頂いたご意見を基に内容を反映させたものを郵送しまして、改めてご意見を頂きながら修正を進めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

資料3をご覧ください。こちらが骨子案と骨子案Aを対比したものとなります。大きな特徴としては計画の概要については国の方向性についてもっと詳しく入れたのが骨子案Aとなります。また、計画の性格についてはあえて骨子案の4番のように藤沢型地域包括ケアシステムの推進という大きな項目を立てるのではなく、あくまでも計画の性格として入れさせて頂くつくりを考えております。

それでは骨子案Aについてご説明いたします。それでは第1章計画の概要についてご説明いたします。3ページをお開きください。国の方向性や藤沢型地域包括ケアシステムの背景を記載する内容となっております。国の資料につきましては国が目指している地域共生社会の実現に向けてということで図を添付しております。こういったものを踏まえながら、本市が進めている藤沢型地域包括ケアシステムの説明と簡単な図を載せております。藤沢型地域包括ケアシステムというのが福祉分野に限ったものではなく、あくまでも福祉分野、保健分野、医療分野、教育・生涯学習分野、市民自治分野、経済産業分野、都市環境整備分野、防災分

野、地域住民・団体を大きく繋げる計画理念と考えております。この理念に基づき、地域福祉計画2020を作成していきたいと考えております。

4ページをお開きください。計画の性格ということで法的根拠、市政運営の総合指針との関係、藤沢型地域包括ケアシステムとの関係ということで記載させて頂いております。(1)法的根拠といたしましては、社会福祉法107条に基づき、市町村が策定するものと記載しております。また、同法106条3第1項では地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような取組、様々な相談を「丸ごと」受け止められる相談体制の整備、相談機関の協働、ネットワーク体制の整備を通じて包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務とするということでより詳しく分かりやすいものにしていきたいと考えております。また、藤沢市の市政運営の総合指針との関係について(2)で説明しております。地域福祉計画については健康で安心な暮らしを支える、市民自治・地域づくりを進める、健康で豊かな長寿社会を作るというもので整合性を図っていきます。(3)は藤沢型地域包括ケアシステムの関係ということで図解を示しております。藤沢型地域包括ケアシステムというのはあくまでも土台で、この藤沢型地域包括ケアシステムの考え方を取り入れながら藤沢市地域福祉計画2020を作成していきたいと考えております。また、地域福祉計画2020が各福祉分野の個別計画である「いきいき長寿プランふじさわ」や「ふじさわ障がい者プラン」、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」といったものに共通する概念ということで取り入れていくように進めたいと考えております。

6ページをお開きください。こちらは関連計画との関係ということで、現時点で簡単に羅列したものとなります。

7ページになります。計画の期間を示しております。中間見直しの後、藤沢地域福祉計画2020については2020年(平成32年度)までの計画となっております。それ以外に「いきいき長寿プランふじさわ」や「ふじさわ障がい者プラン2020」といった計画も併せて載せております。

続きまして8ページになります。計画の策定にあたっては昨年度に行った市民向けアンケート調査、各福祉団体へのヒアリングを行いましたので、そちらを基に修正を考えたいと思います。それから今年度行う予定となっておりますパブリックコメントを実施いたします。こちらは実施期間を設定していないので未定となっております。(4)については昨年度行いましたシンポジウムで頂いた意見も踏まえて計画を改定していきたいと考えております。

第2章は地域をとりまく状況となっております。大きな1番として本市の状況載せておりますが、こちらの方は新しい数値を載せる予定となっております。現時点ではこのような表が載るというイメージとなっております。14ページ以降も同様に最新の数字を載せさせていただきます。大きな2番としては13の行政区の人口など情報を載せる予定となっております。こちらは21ページまで続くこととなっております。大きな3番として地域福祉に関する市民や団体等の状況という

ことで、アンケート結果を載せる予定となっております。こちらは便宜的に昨年度行ったアンケートを掲載しております。前回報告したアンケート内容を貼りつけており、31ページまでアンケート結果を載せる予定となっております。33ページでは(2)団体等のヒアリングで活動の課題ということで掲載させて頂くことになります。

続きまして第3章地域福祉を推進するための取組の総括ということで、現行の基本目標、地域福祉の普及啓発というような課題について実際の結果、内容を記載するようになっております。その結果を踏まえて39ページになります。大きな2番で見直しのポイントということで基本目標1に住民の意識啓発、地域を我が事と捉える意識を記載する予定となっております。以上が第1章から3章までの記載となっております。

石渡委員長：ありがとうございました。新しい考え方で作って頂いたものですのでポイントをご説明頂きましたが、それぞれの委員の立場でお気づきのことがございましたらお願い致します。

山下委員：二点あります。6ページの関連計画との関連になりますが、藤沢市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係性というのは公の計画との関係性であって、ここに載せないのであるとすると、地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性をどこかにくくりとして提示するのでしょうか。地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性というのは私としてもいまひとつ分からず、理念計画と行動計画という位置づけなのか、分野が違うのか、個別なのかも含めて記載があってもいいというのが一点です。

それから39ページの見直しのポイントになりますが、これまでのアンケートでこのようなことが考えられるということでよろしいでしょうか。前回の会合でもそうだったのですが、地域福祉計画自体の広報・周知というか意識啓発ということで、町内会や民生委員、各団体、施設の方などが計画の取組を行っておりますが、アンケートの中で民生委員の仕事がよく分からないということがあって、一生懸命やっているのに残念という話もあったと思うのです。中間の見直しのところでは大幅な変更が無くて、肉づけをしながらやっていくということをおっしゃっていましたが、計画を推進していく事業を行う団体の方々が地域の中で全然知られていない。住民の意識啓発というものをもう少し膨らませるといえるか、どうしても周知徹底に力点を入れて頂いたほうが良いと思います。

石渡委員長：他にご質問がございましたらお願いします。

椎野委員：説明を頂いたのですが、今後のことも考えるとどうでしょうか。将来はこのようになるというデータがあって、アンケート結果を説明頂いて、良いところ、悪いところが見えてきたわけです。ヒアリング結果の課題も案として出されましたので、こういう課題があるというのが見えてきており、最終的には見直しのポイントも出されました。我々が中身を見て、修正案を出して良いものを作っていくという手順でいいのか。私としてはこれを直すのではなく、このとおりに見てい

って、2020を見直していったらこの部分はまずい、ここはもう少し掘り下げないといけないという議論をしていけば、2020の見直しの中身は良くなっていくと思います。それでよろしいでしょうか。

前回の議事録を見ても、アンケートの中身はこれで良かったのか、これでは問題が見えてこない質問ではないかというのがありました。ここに数字が出ている以上、この数字を使うしかないのです。その数字やデータを使って、今後の見直しのポイントからどのように見直していくべきか、そのような進め方でよろしいでしょうか。

石渡委員長：事務局ではなく、委員の皆様で考えなければいけないことだと思います。国の動向を頂いて、私も混乱しているところでございます。

西山委員：前回、休んでしまったのですが、前はアンケートに対して色々な意見が出ているのです。地域で福祉計画を作ったほうが良いという意見が出ておりましたが、それはすぐ出来る話ではないと思います。残りの3年では出来ないかもしれないけれども、藤沢市では各地区で福祉計画を作るということを入れるとか、周知が出来ていない場合は周知をどうするか。私事ですが、今年の4月から町内会の役員をやっております、広報を月2回班長に配っております。そして班長が配るのです。それを読んでいるかどうかは分かりませんが、藤沢市としては一人ひとりの住民に情報がいく確実な手段なのです。例えば3年間、民生委員はこういう仕事をやっている、地域包括支援センターはこういう機能であるということ徹底的にやってみて、2年間を振り返って周知度が上がっているのかどうか見えると思います。まずは問題点をクリアするのかわからないのか、見直しに入れるのかどうかというのが今の話では全然ないので、それをどうするかきちんとしなければいけません。

それから、問題は39～40ページの部分です。これでいいのかどうかという問題がありますが、この問題点が見直しのポイントであれば、これに対して何をすることなのかということなのです。新しい施策を作るとするのは難しい話で、今できることがあるのかどうかをやるべきではないかと思います。予算の問題もあるのですぐに施策は出来ないかもしれません。お金をかけずに出来ることはないのか、声掛けも実はあると思います。住民の主体的な支え合いを育むというのは、例えば目の不自由な人に声掛けすることを全体でやるとか、そういうことをしていけばお金はかからないけれども社会の革新になるとか、そういうものを入れるか議論するなり、事務局から提案すべきだと思います。今の計画は良くできていますが、行政の計画の立て方の説明なのです。そうではなく、行政計画に何をを入れるのかというものが無いと議論は進まないと思いました。

石渡委員長：越川委員がそろそろお時間ということですが、何かご発言はございますか。

越川委員：大丈夫です。

石渡委員長：倉持委員お願いします。

倉持委員：計画の性格の表現のところになりますが、4ページになります。「本計画では、

5つのまちづくりのテーマの一つである「健康で豊かな長寿社会を作る」との整合を図っていきます」という表現ですが、最後の結論部分を読むと、藤沢型地域包括ケアと言いながら、普通の高齢者の包括ケアと読めてしまうのではないかと思います。下の総合指針2020を見ても、子どものことや安全安心に対する記載がありますので、ここは表現を少し工夫したほうが良いと思います。

石渡委員長：椎野委員どうぞ。

椎野委員：見直しのポイントがいくつか出ていますが、こういうことを見直ししていくことで悪さ加減がないと、これをやっていこうということにはなりません。

もう一つ、団体ヒアリングから挙げられている課題というのがあるのですが、これが基本目標1～3の中に本当にそういう課題が見えたものがあるのかよく分かりません。団体のヒアリングだと課題1が活動の認知度、課題2が活動する人材、そういうことがこの見直しのポイントの中に含まれており、その悪さ加減がアンケート結果の数字からは見えてこないと思います。役所がこういうことをやっていこうと決めただけであって、地域を見るとこういう活動があまり出来ていないことが分かっている、こういうふうになっているわけではありません。これはどうかと思います。

前回のアンケート結果の報告にあったように、地域活動推進センターが活動していないところにアンケートがいったら、「その場所は分かりません」と答える話になってしまいます。前回のアンケート報告でも良い意見がいっぱい出ております。それを活かさないと駄目だと思います。これからの見直しの中の活動のポイントにはならないと思います。前回、良い意見を頂いているので、これが本当の地域の課題として挙がっている状況だと思います。このアンケートに出ている数字だけではいかなものかだと思います。本当のことを書けばこのような良い言葉は出てきません。何をどのようにというのがほとんど見えないのです。首相のように自分でやっていこうと言うだけで、何をどのようにするのかというのがほとんど見えてこないのと同じです。そういうのをやっていかないと見直しはあまり上手く進んでいかないとと思います。

石渡委員長：松永委員お願いします。

松永委員：今日は案ということで全体の構成のイメージを出されたのだと思います。4ページの計画の性格のところ、地域福祉計画が社会福祉法に基づくというのであれば、県の支援計画、社協の活動計画というのは外せないはずなのですが、ここが抜けてしまっているのです。藤沢の行政だけでこの計画を作るのではなく、外との関連性は社会福祉法が出来た時点から変わらないので外せない要件です。

もう一点、この地域福祉計画を進めていく場合、かなり痛みが伴うと思います。以前、北海道夕張市の住民票を手にとってみたのですが、紙質がボロボロです。保存期間が短いと思うのです。テレビでドキュメントが放映されていたのですが、夕張市は財政も破綻しており、市長の月給20万円位だそうです。それでも優先しなければいけないことは何かということで市民も理解しているのです。ここで言

おうとしていることは、地域包括ケアシステムというのは高齢者だけでなく、子育てや障がい、すべてに対してやっていると言えるのかどうかです。どこにお金をかけているのか、財源の問題です。実際に財政上の問題という、予算の取り合いになると思います。今まで地域福祉でギリ貧だったのですが、この地域包括ケアシステムの推進、この計画を更に進めていくために、地域福祉に対して予算をつけていくという決意なのかと思います。市民に対して計画の啓発も良いのですが、街を歩いていて「ここにお金をかけているね」というのがどこに見いだせるのかどうか。国の法律から見ても介護保険の改正の流れで見ると、高齢者の問題がものすごく強いのです。介護予防の見直しや生活支援、元気な高齢者の社会参加を一体的に進めることの中に子どもの問題は入っているのか、絵空事で見えない部分というのはあると思います。それを地域で作っていかなければいけないわけです。先ほど倉持委員が言われていたように、スタンスとして高齢期が強すぎます。地域福祉では高齢期だけでなく、全世代に向けてどのように目に見える形でやっていくのかということです。以上です。

石渡委員長：社協の地域福祉活動計画との関係、県の支援計画との関係、13地区の計画との関係、前回のアンケートの結果を踏まえて地域福祉をどのように考えるかについては複数の委員からもご指摘がありましたし、松永委員からは予算も含めて見えるようにというご指摘がありました。意識啓発については前回もご意見を頂きましたが、住民を巻き込むときにそのようなところは大きな課題だと思います。今、頂いた意見が多すぎて、私達委員でも整理しきれない部分がありますが、事務局の方で今の時点で何かございますか。

事務局：今頂いたご意見につきましては確認させて頂きまして、反映させていきたいと考えております。頂いた意見を踏まえたうえで反映させたものを皆さんにお送りさせて頂き、それに対してご回答頂けるとありがたいと思います。

石渡委員長：投げられてしまうと委員としては正直動きにくいということがあります。

事務局：今頂いたご意見は率直なご意見だと思います。アンケートについては良い数字のところだけしか見ていないのではないかという意見、西山委員からは今できることは何があるのか。お金をかけてやるのが全てではなく、市としてやってほしいことを前面に出すような計画の改定をしていきたいと思います。意見がいろんな形で出てしまったのですが、そこについてはこちらも真摯に受け止めまして反映させていきたいと思います。松永委員からは、本気で進めていくためには行政も痛みを伴うのではないかということはあると思います。これを乗り越えないと、計画は絵に描いた餅になってしまいます。今回の見直しはあくまで中間見直しという位置づけですが、冒頭で片山部長からもお話がありましたが、国の動きが大きく変わってきており、藤沢市としては地域包括ケアシステムとして共生型社会を目指しており、その中でぶら下がるのが地域福祉計画になりますので、その重要性というのは極めて大きな課題であって、その理念を整備する中で、高齢、障がい、子どもの3つの計画がございます。今回お出しした骨子案についての案で

すが、こちらとしても見直しをかけたいと思います。頂いた意見で議論できる幅というのは難しいと思いますが、今頂いたご意見は率直なご意見ですので、整理して皆様にお答えしたいと思います。

市川委員：よろしいでしょうか。1回目の時はアンケート結果について色々とお話させて頂きまして、今回は2回目ということで福祉計画改定のための骨子案を送って頂いたのですが、骨子案Aというのがポコッと出てきております。骨子案と骨子案Aの比較のお話は頂きましたが、骨子案そのものの説明が無いので混乱しています。1回目の会議は議事録を見て頂くと分かるのですが、アンケート結果、方向性という話が出ていますが、骨子案の説明をして頂いて、それから国の議論の話が出てきて、急遽骨子案Aを突っ込んできた話になっているので分かりづらくなっている気がするのです。骨子案そのものをきちっとまとめますと説明していただかないと何を検討していいのかわからないという感じを抱きました。その辺りをご検討頂きたいと思います。

石渡委員長：ありがとうございます。戸高委員はどうでしょうか。

戸高委員：アンケートは何のためにやったのか分からないというのがあります。アンケートから見えた分析があって、それをどうするのか。分析から入らないと、せっかく調査をやっても「〇〇でした」というと、ここに入れる意味がないと思います。分析でどのような課題が見えてくるのか。36ページの見直しの視点の今後の推進課題というのが論点になると思います。今日は具体的などころについては今後出すということなのか。少なくともアンケートに関する分析が無いと、どのようなことをやらなければいけないのかということですのでごく必要だと思います。

石渡委員長：国が色々新しい方向性を出しておりますが、藤沢型地域包括ケアシステムを打ち出しているのであれば、現実を踏まえて地域福祉計画をどうしていくのか、戸高委員からは構成についてのお話がありましたし、半分ご説明頂いたところなので、事務局から考えを明確にして頂き、今後どう進めていくのかお聞きいただきながら考えて頂ければと思います。それでは4章からご説明よろしいでしょうか。

事務局：4章からの説明ですが、今回の説明に関しては事務局側も混乱しているところがございます。今まで説明したものを繰り返させて頂きまして、この地域福祉計画がある中、委員会で地域福祉計画2020を作って頂きました。その中で藤沢型地域包括ケアシステムという考え方があり、この計画の考え方とリンクしているので、整理が必要になります。その部分を計画にどう位置付けていくのかというのが大きな課題となっています。それを整理したものが骨子案Aとなります。

先に4章以降の説明をさせて頂きます。4章については計画の基本構想があります。こちらについては今の計画の同じ形になります。ページでいくと42ページになります。ここについては白紙になっていますが、目指す福祉ビジョンについては今の考えを踏襲する形で記載させて頂きます。基本目標につきましては先ほどご意見がありました。中間に捉われないで大きく変えていかなければいけな

いと思っております。基本的には今の計画に肉付けして大きく変えていくよりも、共生型社会に向けた考え方を加えていくような形での構成させて頂きたいと思っております。

第5章についても同じような形でおりにていくのですが、計画の体系図については地域福祉計画のなかで地域包括ケアシステムの構築という形で現計画では載っているのですが、これが高齢者だけの考え方ではなく、高齢者や障がい者や子どもなど全ての市民目線での捉え方になりますので、体系図を整理させて頂きたいと思っております。

第6章につきましては骨子案の比較表では現計画と同じような形になりますが、文言を整理させて頂きます。大きく変わるのが資料編になりますが、資料編では藤沢型地域包括ケアシステムの経過、目指している将来像、基本理念を後ろに載せまして、地域福祉計画で短期目標としている6本柱がございますので、そのロードマップを載せる形で考えております。以上が章立てについての作りになります。第1章から第6章、資料編には藤沢型地域包括ケアシステムが入るといった形の構成にしていきたいというのが事務局の考えている案になります。

石渡委員長：ありがとうございます。とりあえず資料のご説明を頂きました。

山下委員：先ほどもおっしゃられていたのですが、この見直し案がどのようなスタイルで出てくるのかというのが非常に気になる場所なのです。とりあえずは章立ての肉づけをするという形で出していききたいということによろしいのでしょうか。ただ、場合によってはフルモデルでチェンジした方がいいのではないかと思います。アンケート結果の分析から見ると、章立ての肉付けで対応出来ない部分というのも大きな軸を作らないと難しいというのが出てきます。マイナーチェンジで章立てを肉付けで対応という方法もありますが、アンケート調査からの分析結果から出てきた課題が大きすぎる段階で半分以上変えないとアピール出来ないし、地域福祉計画を浸透する上で、まさしく自分事につながるような人の育成や地域のまちづくりのベースに繋がるのではないかと思います。どういう形でこの計画をディスプレイしていくのか非常に悩ましく、アンケートをとった以上は奥底から湧き上がる声や実態というものをどう捉えてディスプレイするのかが重要ではないかと思われました。

椎野委員：資料3に骨子案の比較表というのがあります。上の1章は国の法律が変わったことでここも変わっているのです。2章に関しては先ほどデータでもお示していましたが、変わっているところもあります。第3章に関しては全く同じなのです。先ほど、ご説明頂いた骨子案Aの中にある総括の見直しのポイントというのがこういう状況、問題があるということをお示しされております。それぞれの白丸の部分が少し違った見方で総括をしているに過ぎないのです。見直しをして策定をする時に、本当に見直しのポイントの総括で言っている基本目標1の住民の意識の啓発というところではこういうことを踏まえて、資料3の比較表が全く同じでいいのか。これではおかしいと思っております。こういう課題がある、問題があ

ると言いながらも、この柱を何も変えないで作っていかうとするので無理があると思います。あるいは地域の活動状況が把握できていないからこうになってしまう。地域の活動状況など全く触れていません。どこの地域が一番進んでいるのかというのが一言も出ていません。それでは我々が議論してきた地域というものが死んでしまうから、そうになっていくと思います。とりあえず見直しのポイントということで背景や問題があって、このような言葉に変わっておりますが、実際に藤沢市地域福祉計画2020を作る際には資料3を柱に施策手段を考えていくわけです。この中には施策手段は入っておりますが、基本目標の部分など全く同じなのです。法律やしくみが変わっても全く同じというのはあり得ないのです。そこが見直しの提言がないから、石渡委員長が言われるようによく分からないのです。

石渡委員長：倉持委員、何かフォローはございませんか。

倉持委員：52～53ページに現計画と同じように基本目標と施策の方向性がカッコ書きで記載されておりますが、取組内容をコメントしたり、見直しの視点という記載があります。私としては基本目標1の人材づくりと基本目標2の地域づくり、基本目標3の安心して暮らせるしくみづくりについて、大きな目標そのものは中間見直しも含めてこれで良いと思います。新しい要素を入れるとしても、どこかに入れられると思います。

少しおかしいと思うのは基本目標3の(2)地域包括ケアシステムの構築で、ここは今までの国の動向や藤沢型という考え方を踏まえると、こういう目標の一つではありえないと思います。この地域包括ケアシステムというのはこの3つの基本目標をまとめたもので、大きなくくりになるものです。ここは直さないはずではないかと思えます。それからアンケートから見える課題ですとか、地域の活動の課題については基本目標にさらに付け加えるなど、新しい方向性も入れながら書き込んでいくことも中間見直しとしてはありかと感じました。

石渡委員長：松永委員お願いします。

松永委員：前回の藤沢市地域福祉計画2020と比較したときに、自分はどこの内容を一番見るのかと考えた時に、4章と5章に関心があります。読んでも、そこまで行きつけない人が多いと思います。アンケートの結果は第2章に入っておりますが、45ページの藤沢市地域ビジョンの中身についてはこれからになると思いますが、それは第1章に来てもいいのではないかと思います。アンケートの結果や人口の増減、法律の位置付けなどについては丁寧にやられていますが、見直しで伝えることは施策がどうなのかというのが肝だと思うので、順番をもう少し考えて頂きたいです。その他の部分を資料編に持って行くのは荒っぽいとは思いますが、アンケートや行政の基礎調査の結果など2年間でどう変わったのか、政策の動向だけでなく、色んな変化や影響があるから改めてアンケートを行ったので、それを出すというのであれば、数字をそのまま伝えるのではなく、見せ方の工夫というものがあると思います。政策を強調するための材料として活かせるものではないかと思えます。構成を変えるだけでも随分見え方というのは変わるのではないかと

思います。

石井委員：今まで皆さんの意見を聞きながら私なりにどうのことを考えていかなければいけないのか考えておりました。最初は説明されただけでは骨子案と骨子案Aの違いというのが見えにくく、松永委員のおっしゃるような順番を変えるだけでも分かりやすくなると感じました。それから52～53ページをきちっと整理していくと、より分かりやすい計画が出来るのではないかと思います。分かりにくいものを皆さんが質問したおかげで、私の中で少し整理が出来たと感じて聞いております。

石渡委員長：種田委員、田場川委員お願いします。

種田委員：皆さんの視点とは少し違うかもしれませんが、今度の法律改正で「我が事 丸ごと」ということが変わったと思います。私は障がい者なので、高齢者だけでなく、障がい者や子どもも含めた「丸ごと」というのが気になります。片山部長も先駆けて行おうとおっしゃられていましたが、その「丸ごと」をどのようにするのか。藤沢型地域包括ケアシステム推進委員会を1年以上やっていますが、その計画案が市民に分かるように記載されるようなものであってほしいと期待しています。市民はあまり地域福祉というものに期待していないので、そういった市民にも分かりやすいような計画案にしてほしいと思います。内容については皆さんも意見をおっしゃって、私も同感だと思ふことがあります。「我が事 丸ごと」をお願い致します。

田場川委員：藤沢型ということで障がい者や子どもも含めた「丸ごと」ということだと思いますが、決して高齢者の問題が上手くいっているわけではなく、高齢者の問題が一番大きな問題だと思っています。平均年齢が男性で80歳、女性で87歳ということですが、安心して老いることができるかということ、皆さん不安が大きいと思います。テレビでも取り上げられておりますが、悲惨な問題として老老介護というものもあります。これを回避する方法というのがないのです。藤沢型といっても、高齢者の問題も解決されると捉えられては困るのです。

30ページでアンケート結果が載っておりまして、住民の意識啓発といいますか、住民の自主的な参加、協力が必要性について5割の方が感じているということですが、この数値は本当なのかと思いました。関心としては非常に高いのですが、福祉団体のアンケートも含まれますので、一般住民の意識はどうかと思いました。

今、我々の老人クラブとしましては、県の委託事業として今年から行おうとしているのは地域の担い手養成講座を行おうとしているのです。私のところでモデル事業として行っているのですが、藤沢市では老人クラブに8,000人の会員がおりますが、平均年齢は80歳近いのです。担い手というとどうしても自分が支える側になるということで、そうすると「我々は支えられる側だ」と思ふ人が多いわけです。住民全体のモチベーションを上げて、意識改革を行うには皆さんにもっと広く知ってもらわなければいけないと思います。福祉というのは基本、人材です。

人材がいなかったら何もできないわけです。まずは市民の皆様に支えるということをしてPRして頂き、モチベーションを上げていかないと困ると思います。そういったところに力を入れて頂きたいと思います。

最後に、福祉団体のことについてですが、ぜひ福祉団体に老人クラブも入れて頂きたいと思います。少なくとも市内で7,000人以上を有する団体は老人クラブですので、福祉団体の中に老人クラブも入れて頂きたいと思います。

川辺委員：私も意見を言わせて頂きます。松永委員が言われたように章立てを変えることで、雰囲気も随分違ってくると思います。4章と5章を最初に載せてしまって、文章の中にアンケート結果から分析した結果を織り込みながら文章を作って頂く。藤沢市ではこのような計画を作り、今までの計画とどのように違うのかというのを後ろにした方がずっと分かりやすい気がします。

もう一つ、こういったものを作る時に気をつけないといけないのは、こういう冊子を作ってもほとんどの市民の方は読まないと思います。パラパラと見てそれでおしまいだと思います。皆さんに啓発、理解していただきたいというのであれば、こんなにかつりしたのではなく、5～6ページのダイジェスト版でも良いと思います。しっかりしたものを作る方がよほど大事なことであって、関心がある方は本冊子を読んで頂くものを作成していただけたら効果はあると思います。

三觜委員：前の地域福祉計画には概要版があり、非常に分かりやすかったので作って頂きたいと思います。

前に戻って申し訳ないのですが、アンケート結果は地域によって差があるというのがあったと思います。地域性があるからこそ、地域の中で福祉計画が必要なのだと思いますが、アンケートから見える地域性を地域ごとに分けて区別してほしいというのがあったと思います。もし今回もこれを作る場合に地域性にのっとったものを分けて頂く。ボランティアセンターも地域によって随分違いますし、地域性を別にしてアンケートを載せたものを作って頂ければと思います。

藤沢市地域福祉計画2020の中に東京オリンピック・パラリンピックのことが関連計画に載っていると思います。これは福祉計画の一つなのかと認識を持ったのですが、内アクションプラン、藤沢市大会関連ボランティア推進計画というのは既に動いているのでしょうか。オリンピックが終わった後はどのような形で載せるのかそれも含めてお聞きしたいと思います。

堀口委員：せっかくこの会に参加しているので声を出していこうと思います。

消化不良というかとても混乱しています。この施策の方向性ということも藤沢型地域包括ケアシステム構築のための展開ということですね。全ての基本目標などありますが、藤沢型地域包括ケアシステムを作るため目標ではないかと思います。アンケートに関しても地域差がありまして、「えっ」ということもありました。藤沢型として作るからには、平均的な何かを作っていないと、指針としては難しいと思うのです。そのあたりは各地区で肉付けをされればと思います。

それからいつも思うのですが、関心が無い人、自分には関係が無いと思う人には響かないということ色んな活動をして感じております。そういった関心が無い人が、支援が必要になったときに受け皿になるようなものを準備しておくということで捉えれば良いと思います。いくら意識を高めようと思っても、関心が無い人には響かないです。だからといって無視するわけにもいかず、いつでも受け皿になるという施策を展開していければと思います。

石渡委員長：他にご発言ございますか。

種田委員：今、響かないということをおっしゃったと思います。地域で活動をしていて、組長になる人がいないのです。この前聞いてびっくりしたのが、一戸建てで若い家族の世帯ですが、町内会から退会したという話です。「自分しか組長出来る人がおらず、毎年活動するのがきつい」ということです。高齢の人、アパートの人、生活が困難という状況なら分かるのですが、地域活動から退いてしまう響かない人たちがいるという現状があります。町内会費を無くして、市がまるごと支えてほしいと思います。町内会費があるために町内会に入らないという人もいますし、入りたくないという人もいます。「皆町内会だよ」という具合に市でやって頂きたいと思います。大きな市の場合は財政的に厳しいかと思いますが、そのような状況が出来ればと思います。響かない若い人もいるというお話です。

石渡委員長：響かない人を気づかせる手段として会費の徴収ということもあると思います。予定は5時までということで終わらせなければいけない時間になりました。法律や国の動向も変わってきているということで、委員の皆様からも藤沢市の現状を踏まえて色んなご意見を頂いているのですが、事務局で整理して、これからの計画にどう活かすのか考えて頂けるとと思いますが、消化不良というのは事務局としても同じかと思えます。

事務局：こちら消化不良だと思います。質問全てではないのですが、今回の構成の中でご意見がありました見立て方ですが、見せ方を少し変えるだけでも大きく違うのではないかとというのがございました。そこについてはこちらのほうでもお預かりいたしまして、見せ方を変えて、関心があるものを前面に出していくということは必要だと思いますので、そういう工夫をさせて頂きたいと思います。また、概要版については作成致しますので、委員会だけで終わるのではなく、概要版を改正して地域の中でも示したいと思えます。

東京オリンピックの話が出ましたが、アクションプランやボランティア推進計画というのはできております。ボランティアという概念が非常に大きな概念になっておりますが、ボランティアに関わった人たちの志というか、その後のレガシーというのがございます。地域福祉などに繋げていくという視点がありますので、この関連計画に載せております。

田場川委員からは老人クラブについてのお話がありました。高齢のカラーが強くないほうが良いというご意見もございましたので、その辺りについてはバランスが取れるような形で整理させて頂きたいと思えます。

事務局：全体を通してということで、我々事務局としても悩むところがありました。先ほど国の動向が変わっているということで捉え、藤沢型地域包括ケアシステムをどういう形でここに入れるか、市の中でも関係部署に集まって頂き、どういうふうに作っていくのか大分議論を行いました。中間という部分で引っかかっているのがありまして、このつくりも現在冊子になっている福祉計画がありますので、中間として大きく変えてしまっているのか引っかかるところがありました。最初にお送りさせて頂いたところは、今ある冊子の計画に基づいた内容の仕立てにさせて頂きました。当日配布になってしまいましたが、国の動向を見据え、藤沢型地域包括ケアシステムが動いているということで、それを入れ込んだものが骨子案Aとなります。

そのA案を作る時も庁内で大分議論がありまして、見せ方は前に置いたほうが良いのか、しっかりと真ん中に書くのか色々ありました。本日お配りしたA案の3ページの下になります。藤沢型ということで、この円全てが仕立てになるわけですね。そこから福祉計画ということでは福祉分野になります。藤沢型あるいは地域共生社会というのは全てがそういう流れになります。今回、その中から福祉計画となると福祉分野になるという位置づけがありまして、今回のA案の仕立ては共生社会藤沢型という大きなものから福祉分野のほうの地域福祉計画に流れていくというつくりさせて頂きました。これはあくまでも事務局がお示しした一案になりますので、これをたたき台とさせて頂き、皆様からご意見を頂きました。これを次のステップとして集約させていきたいと思っております。今まで冊子になっている計画の中から今回は3年目の見直しとなりますが、4章と5章をある程度前に持って行くというのがありますが、国の動向や藤沢型も含めるとなると、がらりと変えたほうが良いという方向性が見えた意見だと感じたわけですね。その方がよろしいでしょうか。

石渡委員長：事務局からの投げかけですがよろしいでしょうか。

市川委員：私も賛成です。行政があまりまとまっていないと感じました。要するにこの見直しをやるなかで、国の法律の改正もひっくるめて取り込んでいくとか、藤沢型地域包括ケアシステムの土台が出ていますように、3つの関係をしっかりと捉えるという意味で章立てを思い切って変えるほうが見易いかもしれないと感じております。

山下委員：もう一つの考え方として、アンケートの分析から出てくるアクションプラン的なものをしていき、周知が足りないというのであれば、スペシャルアクション的な部分で地域福祉計画を知っている人は市民税を半額にするなどニンジンをぶら下げる行為が出来ないの分かっていますが、何か別建てにしてアクションプランをやるというふうにしてもいいと感じました。

椎野委員：地域福祉計画2020というのはずっと続くものであるから、それはそれでいいと思います。見直しの軸足をどこに置くのかポイントを明確にしていく。色んなものが出過ぎて分かりません。2020は絶対に消せないのです。その軸足、しゅくみを

市民にどうやって訴えていくかを考えながら、表紙をしっかりと決めていけばいいと思います。2020を取ってしまうと分からなくなってしまう。

松永委員：私個人としては見直しではあるけれども、内容的には大きく見直す必要はないと思います。平成27年度の段階で地域包括ケアシステムというのは触れられているのです。「我が事 丸ごと」という言葉も昨年の中間まとめで初めて聞く方も多かったですし、何が新しいのか加えていく程度の話であって、内容的にも地域包括ケアシステムに対して異論はありません。ただ、見せ方として、藤沢型地域包括ケアシステムに関しても前回の計画の中には出ていなかったのので、出し方のための中間見直しだと思います。柱自身いじくるとなると大変なことになるので、そこは触れずにやっていくほうが良いと思います。

松本委員：私はアンケートを先に送ってもらって全部読んでみましたが、回答できないものが半分もありました。あのアンケートの取り方については理解しにくいところもありました。理解しやすいアンケートの取り方をして下されば、皆さんの発言も多く出てくる気がします。皆さんの検討して頂いた内容を付け加えていけば一歩前に進んでいくと思います。内容についてはもう少し検討することになるかもしれませんが、この方向性で進んで頂ければと思います。

事務局：只今、事務局の方で投げかけてご意見を頂きました。共生社会についての国の動きですが、藤沢型というのが今の計画でも触れられていることが基本に入っていて、国のほうでは藤沢型に近いものが動き出している部分があります。どちらかというとならば藤沢型の方が先行した形で共生社会というものがある程度考えられている感じだと思っております。揺らぐことはないというご意見も頂きましたので、計画に含まれた中でより明確にしていく形になると思いますので、そういう形で流れていきたいと思っております。

やはり、見せ方は少し工夫をしていきたいと思っております。皆様のご意見を聞いていますと必要だと思っておりますので、仕立てを変えさせて頂き、基本的には藤沢型が当初から入っていて、それを国が追っかけているという部分と、仕立ての関係の見せ方と章立ての部分を検討させて頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

石渡委員長：次回はいつでしたか。

事務局：タイミングが難しいですが、中間見直しのまとめが10月になります。それが第3回になります。第3回までに作成して皆様にお送りする形になります。一回送ったものに対してご意見を頂き、事務局の方でご意見を盛り込んだものを作らせて頂き、第3回に臨むという形になります。

石渡委員長：皆さんが集まるのは10月ということですね。

事務局：10月までにご意見を反映させたものを作らせて頂き、お送りさせて頂く。それに対してご意見を返して頂き、ご意見を反映させたものを10月のこの場でお示するという流れになります。

石渡委員長：10月の中間まとめまでに整理したものを出して頂くということですか。

事務局：本来であれば中間まとめの時にご意見を頂き、仕立てを変えたものをこの場でお

出しするのが良いのですが、もう一回集まる機会が無いので、それぞれのご意見を郵送したものに対して聞くような形になってしまいます。この場で作ったものに対して全体でご意見を頂く場面が無いのです。

松永委員：方法についての意見ですが、全員で集まるのが容易でないと思います。今、事務局が言われた方法も確かなのですが、送られてきたものをどの程度見て、いつまでに送らなければいけないのか、内容によっては大変になります。事務局も整理するのは大変ですが、電話でお話しするなどやり取りをすればもう少しスムーズに進むと思います。事前に送付するのはいいですが、当日こういう結果になったのかということで、そこは混乱してしまうので、出来れば意見を出した方に対しては間を挟んでアクションを起こすなどの配慮をして頂くとありがたいです。

石渡委員長：ありがとうございます。

事務局：それではそのような形でご意見を頂きました。どのようなやり方が良いのか各委員と相談して、我々が理解できるまでお聞きする体制を取りたいと思います。

椎野委員：具体的な日にちを言って頂きたいです。

事務局：時間的なことを考えると9月当初にお送りして、電話なりインターネット等でやりとりする感じになると思います。

椎野委員：9月初旬に案を送るということですが、我々としてはいつまでに返事すればいいでしょうか。

事務局：この場である程度目星をつけるとする、8月いっぱいまで案を作成しまして、8月末から9月初めにお送りさせて頂き、それに対して皆様とキャッチボールをしていき、10月の中間まとめでキャッチボールをしていった内容を反映させて見直すという形にさせて頂きたいと思います。

堀口委員：個人的にやりとりをして変わってしまうと納得が出来ません。

事務局：本来ならば皆さんで同じものを見て、それぞれの考え方やご意見を頂くというのが確かに望ましいです。次回までに集まる場というものが持てるのかどうかというのがございます。

堀口委員：しょうがないですね。

事務局：どの程度煮詰まったものが出るのかということのも気になるところです。ホームページで作業のイメージを紹介するなどイントロ的なものがあると、こうしたほうが良いという意見も出て、微調整していくということのも一つの方法だと思います。煮詰まり具合によっても深さと広さが異なると思います。

石渡委員長：中間まとめは3回で終わりでしょうか。

事務局：4回あります。そこである程度確定して、議会の方からの承認を受ける形となります。

石渡委員長：アフターファイブや土曜日にでも少しやろうと思いますので、声をかけるのもいいと思います。

事務局：そこは事務局で検討させて頂きます。

石渡委員長：非常に消化不良で申し訳ないのですが、10月に中間まとめを行い、まとめを

出すまでのやり方については皆さんの声を反映したものを検討して頂くということで進行を事務局にお返しします。

7. その他

事務局：石渡委員長，ありがとうございます。オレンジのチラシになりますが，認知症の事業ということで9月9日に市民会館大ホールで基調講演を含めた事業を行います。裏面には関連するイベントがあり，総合図書館においては認知症に関する図書の展示，9月1日にはイトーヨーカドー藤沢店において認知症カフェを行います。それから，世界アルツハイマーデーが9月21日にありますので，9月16日～24日まで江の島の灯台をオレンジ色にライトアップすることを考えております。お時間があればご参加いただきたいと思います。

あとは参考資料として地域の縁側や通いの場のお知らせがございますので，よろしくお願い致します。長時間にわたりご意見を頂きましてありがとうございました。事務局としても真摯に受け止めて努力してまいりたいと思います。ぜひともご協力よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

以 上